

令和2年度 第10回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年1月13日(水)

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第10回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和3年1月13日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第18号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について（追加議案）

議案第19号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（追加議案）

議案第20号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（追加議案）

- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 学校訪問（後期分）の実施結果について（教育総務課）
- 2 青梅市学校施設個別計画の策定について（教育総務課）
- 3 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分報告について（指導室）
- 4 令和3年度教育課程届出説明会について（教育指導担当）
- 5 青梅市市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔11月分〕について（教育指導担当）
- 6 成人式の中止について（社会教育課）
- 7 諸報告

（1）委員会等会議録

- ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
- イ 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）

（2）事業等の実施予定について

- ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課）

（3）事業等の実施結果について

- ア 第16回青梅市小・中学生主張大会について（教育指導担当）
 - イ サタデークラスの実施状況（9～10月）について（教育指導担当）
 - ウ 長期欠席児童・生徒の状況（10～11月）について（教育指導担当）
 - エ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）
-

協議事項（再掲）

- 1 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について（指導室）
- 2 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（指導室）
- 3 令和2年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付要綱の制定について（指導室）
- 4 青梅市学校給食用物資納入基準の諮問について（学校給食センター）
- 5 青梅市新学校給食センター整備事業の諮問について（学校給食センター）
- 6 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（学校給食センター）
- 7 令和2年度青梅市学校給食の実施基準回数について（学校給食センター）
- 8 青梅市吉川英治記念館事業基金条例の制定について（文化課）

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	布 田 信 好
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	渡 部 亀四郎
	社 会 教 育 課 長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	金 丸 智 洋

午後1時30分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。

これより、令和2年度第10回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、稲葉委員を指名いたします。

【委員（稲葉）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和2年11月5日開催の第8回定例会および令和2年11月25日開催の第9回定例会の会議録につきましては、個別に送付し、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議がないようでございますので、令和2年度第8回定例会および第9回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項3につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

【委員（大野）】 成人式につきましてはほかの方からお話があるかと思うので、私、ICT教育についてある程度拝見したことがありますので、お話をさせていただきたいと思います。

2つあります。

1つは電子黒板です。まだ青梅の学校では電子黒板は導入されていませんね。私、学生の研究授業で、小学校とか特別支援学校に伺うことがありまして、そこで見ると、例えば練馬区の小学校ではすべての教室に入っている、特別支援学級にも入っていると思います。実に教材提示など、先生たちが初めにいろいろな教材をつくっておくんですが、タブレットを持ちながら、それをBluetoothでつないで、画面にスパスパと先生が用意したものを映しながら授業を進めていくんです。それから、子どもたちがいろいろつくったものをまたそこに映し出すということもすぐできる。液晶プロジェクターで進めている学校が多いわけですがけれども、やはりこれ

から先、来年度、再来年度、年次計画などを立てながらも、電子黒板をやはり各教室に置くことが、子どもたち全員に1台ずつ行き渡るタブレットの活用などにも結びつくので、青梅市もこの後なるべく早く整備していくようにしたらどうかと、よその研究授業を見ながら感じております。

それから第2点目ですけれども、小学校で新学習指導要領が始まったわけですが、その中でプログラミング教育が必須事項になっているのは、皆さんご存じのとおりだと思います。小学校への訪問などしてみますと、スクラッチ——グラフィカルプログラミングとかいうらしいんですけれども、そういうものを使って子どもたちが簡単なプログラミングをしたり、さらにそれを応用していく。この前どこの小学校でしたか、マイクロビットという小さな電子機器があるんですが、そこにプログラミングしたものを送り込んで、音を鳴らすとか、光らせるとか、もしくは動かすとその加速度がどうかかわかるんですけど、そういうようなものが各小学校にそれぞれの数、いっています。

私、小学生がプログラミング教育でそういうものを用いているけれども、一体それがどのくらい役に立つのか、どの程度難しいのかというようなことを全然知らなかったので、自分でマイクロビットをアマゾンで買いました。スクラッチについてはもうインターネットからできるんですね。おおむねいろいろやってみました。

文部科学省では論理的思考を育てるんだということですが、それに役立っているのかということで見ると、命令を出してそれでプログラムが動いていくというようなことを、子どもたちが本当に簡単に体験できるんですね。しかも、小さなゲームなんかすぐつくれちゃうんですよ。だから、自分がつくったものがゲームになるとか、すごく楽しいんじゃないかなと思うので、これから先、このプログラミング教育にさらに力を入れていったらどうか。

将来的には今の子どもたちが大人になったときにはデジタル時代になりますので、そこではただのデジタルの消費者じゃなくて、どういう機能でどういう仕組みで動いているのかということがせめて使う人間にはわかるとか。もしくは、今IT技術者が足りないというけれども、大勢の子どもたちがプログラミング教育を早くから始めて、その中で特に興味を持った子がそちらに進んでいくということが、その子の将来の職業にも結びつくし、日本の国力にもなっていくんじゃないかと思うので、さらに力を入れていきたいなと思います。

そういう点では、例えば俳句のコンテストをしたり、小・中学生の主張コンクールなんかしていますよね。この後、プログラミング教育が小学校で少し波に乗ってきたところで、子どもたちがつくったプログラムを募集してコンテストをやるとか、そのような形で市教委としてもまた直接応援することもできるんじゃないかなというふうに思います。また一緒に皆さんと新しいものを考えていきたいなと思います。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。すでに令和3年度の予算編成上は今から追加というのは難しいですけれども、どこかの自治体で、全教室にソニーかどこかの大型映像装置を

300台購入するという記事がありました。電子黒板の必要性はあると思いますので、ここでタブレット端末が配られた段階で早期に、補正予算で何か講じれば可能性もあります。多摩川競艇の収益とか、そういう財源を特別に活用させていただくとか。時期を逸すると後手後手になりますのでね。今トイレとエアコンで予算がきちきちですけども、さらに電子黒板の早期実現に教育委員会として取り組みたいと思います。

【委員（稲葉）】 12月23日に市町村教育委員会連合会オンライン協議会に出席してきました。全国から教育委員の方と、それから座長として教育長が入られての会議で、私はいじめと不登校、それからオンラインの分科会に入らせていただきました。不登校のところでは、家庭教育支援チームのように訪問型の支援をしているところが発表してくださいました。4～5人のグループで話したんですが、皆さんすごく興味を持たれていて、やはり訪問型の支援というのは教育的にも家庭にも学校にもプラスαになっているという報告がありましたので、青梅市でも考えていかないといけないなと思いました。

それから、オンライン化のところでは、先ほど大野委員がおっしゃったように、そこは村だったので学校数が少ないんですけど、電子黒板は第一次の緊急事態宣言が出たときから全部揃えて、家庭でもタブレットを持ち帰って学習ができるような環境を整えたという報告があります。市町村の規模は違いますけれど、だんだんそんなふうになっているんだなというところですよ。やはり人口の多いところはまだまだ電子黒板までの予算がないので、そこまではなかなか踏み込めないなというところですが、前向きには考えていくよというところでした。

それから、プログラミングなんですけれども、先日NPOで親子でスクラッチをやってみましょうと。ボランティア団体でCorder Dojo（コーダー道場）というのがあるんですけども、そのメンバーの方にお誘いいただいて、親子6組でスクラッチを試してみました。6組の参加者ほとんど低学年の2年生とか3年生だったんですけど、1時間ぐらいのスクラッチの体験で、親子ですのできちっとスクラッチのところにも親に入っていて一緒にやったんですが、最終的な子どもたちの感想としては、とても楽しかったと言っていました。親の方は難しいという感想だったんですけど、子どもは楽しいという感想でしたので、やっぱり楽しいというのが体の中にどんどん吸い込んでいく一番の要因だと思うんです。ボランティア団体でスクラッチを体験しようというところが青梅市で立ち上がっていますので、そういうところの宣伝・普及もしていければいいなと思いますし、家庭教育講演会でもそういうのを取り上げていくと、家庭の中でスクラッチとかそういうところを応援していただける、理解していただける足掛かりになるんじゃないかなと思っています。

あとちょっと心配なのは、緊急事態宣言時期が長くなっているの、母子家庭の子どもたちというのが、お母さんのお仕事がなくなったりお休みになって、生活的に困窮していないかなというのがすごく気になっております。周りの支える人が母子家庭では少ないと思うので、その辺は学校からのお母さんの支援、それから子どもの支援、気持ち的なところの応援を今までより以上に丁寧に、先生方、スクールカウンセラーの方々、福祉関係で応援していかないとど

んどん困窮していった、最後には悲惨な状態になるようなことのないようにできるといいなと思っております。

以上です。

【委員（榎本）】 なかなか忙しくて活動できなかったんですけど、稲葉先生もおっしゃっていたとおり、私も母子家庭の方がこのコロナ禍でどのようになっているか気になっていました。子ども食堂が青梅には5つあるんですけど、なかま亭がこの前の土曜日、お弁当を配る活動をしているというのでお話を聞きに行ってきました。ほとんど渡すだけで伺うことはできなかったんですけど、予約を受けて50個配るらしいんですけど50人以上来たらそれ以上ちゃんと渡すようにしているということで、とても役に立っている活動をしているわけなんですけど、補助とかあるんですかと聞いたら、全然ないということなんです。青梅のフードバンクからは少しもらっているらしいんですけど、ほぼ持ち出しということです。ここは教育委員会の関係ではないと思うんですけど、できたらそういう補助を、コロナのときに限らずできるような体制が必要なのではないかなと感じました。ほかの子ども食堂についても見ていきたいなと考えています。

以上です。

【教育長（岡田）】 今回の窓口は子ども家庭部ですかね。そんなお話があったということは、教育総務課長から担当部の方へお話ししてみてください。

【委員（百合）】 緊急事態宣言でも学校はとまることなく動いているんですけども、部活動が停止になってしまいました。先日、教育長と室長の方にお問い合わせにあがったんですけども、今月末に行われる文化スポーツ推薦の子たちの練習の場所がないということで、学校であればしっかり消毒などされていて徹底されていると思ったので、そういう子たちのために練習場を利用できるようにお願いできませんかということをお聞きしました。そうしたら、すぐにその日の夕方には体育館や練習場所を設けていただくことができました。ありがとうございました。

やはり部活がとまってしまうと、子どもたちは放課後やることがないということで、けっこうウロウロする子もいたり、若草公園などで友達同士で集まって体を動かすとか、吹奏楽部の子は家などでは楽器が吹けないので公園で寒い中、遅くまで練習していたりする子がいるようです。この緊急事態宣言が解ける前でも、部活をしている子の練習場も確保していただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 今、緊急事態宣言を受けて、コロナウイルスの伝播を防ぐには人と人との接触を避けるということで、やむを得ず授業以外の放課後活動については全面的に禁止ということになっています。そうした中でどういう工夫ができるかは、やはり課題かなというところはあるかなと思いました。室長、その対応として何かありますか。

【指導室長（手塚）】 さまざまなご意見、ありがとうございます。校長の方にこの点をお話しした際には、いわゆるこの緊急事態宣言下において、もちろんそういうようなことについては

室長からメールが届かなくても、そういうことをするつもりであったと。ただやはりこういう事態になって、そういう視点が失われてしまっているとか、忘れかけてしまっているところがあったと。今学校は、我々がかけている1月5日付けの通知はかなり厳しいものであって、いわゆる緊急事態宣言だという形なんですね。ですから、本来であれば子どもたちも下校後は我慢して家にいなきゃいけないというのが絶対条件であって、それに対してできるところから支援をしていくという大前提に立っていると。学校の方においては、授業においても音楽の授業は歌唱は中止をする。よって、その歌唱の中止によって合唱祭も中止になっているという形です。校長会でもお話をさせていただきましたけれども、今まで不登校とかそういう子どもたちへの支援をやっていたわけなんですけれども、改めて意欲ある子どもたち、計画を立てて実行しようとしていた子どもたちや、部活動の中心になっていた子どもたちはバーンアウトしてしまう可能性もありますので、そういう子どもたちへの支援も、これはスクールカウンセラーに任せることなく担任みずから立ち上がっていかねばいけないということを指導し、これからもそういうことで乗り切りたいと。いろいろな活動をさせてあげたいということがあったとしても、今は我慢かなという形で考えているところでございます。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。まずは自宅で必要以外の外出を控えていただくということが、2月7日までの緊急事態宣言中の一人一人ができる対応かなと思っております。青梅の感染者数もやがて300人近い状況ですけど、特にこの1カ月ほど青梅市の増え方はほとんど1桁で、1回だけ14と2桁のことがありました。ただ、もう少し周辺を見渡しますと、昭島あたりはかなりの勢いで増えていまして、まだ西多摩管内だけが落ち着いているかなというところがあります。東京都全体も正月も過ぎてきたので落ち着いてきて、1,000人を下回って500人程度まで下がればいかなというところがありますけれども。やはりいろいろなところにウイルスが潜んでいるということは警戒しなくちゃいけないかなと実感をしているところであります。

私の方ですけども、今年は特に年末年始、本当に何もなくて家にいたんですけども、3日にちょっと出かけて夕方買い物をして戻ってくるとき、駅から家に歩くところの進学塾から、夜の7時半ぐらいにたくさんの小学生が出てまいりました。きっとこれは2月の中学校の受験の子どもたちだなと。夜8時ごろだったんですけど、たくさんいろいろな塾から出てきまして、子どもたちに正月はないんだなということを実感しました。まだ青梅の子どもたちは正月があるのかなということをおわせて思った次第であります。

それでは次に、教育総務課長から順に現況報告などを簡単にお願いたします。

【教育総務課長（布田）】 教育総務課につきましては、令和3年度に向けて、また学校保守の方を中心に考えております。各学校ともかなり老朽化が進んでおりまして、今現在トイレ改修と空調整備の方に力を入れているわけなんですけど、それが終わった後も外壁の改修であるとか、屋上防水の改修であるとか、そういった課題が山積みになっているところでございます。

それと、使えなくなりそうな水泳場、プールがございまして、そのプールを今後どうする

かということも含めて、今検討を重ねているところでございます。

【学務課長（榎戸）】 学務課におきましては、現在、新年度に向けた健康診断につきまして、今年度は休業ということがありましたが、来年度、そういったことがない限りは予定どおり1学期中に終わらせて、子どもさんたちにはプール授業をしていただけるような日程を組んで、調整しております。

また、中学校の自転車通学生徒につきましては、ヘルメットのデザインをこういったいまでのタイプのものに4月から変更することで、業者に発注をかけているところでございます。これにつきましては、教育長に12月議会の一般質問でお答えいただいているところでございます。

最後に、特別支援教育の関係ですが、就学支援委員会で児童・生徒の就学先の判定を行っております。このところは毎週2回、午後半日を使って、該当する学校の先生方をはじめ多くの方にご協力いただき、ご審査いただいております。今年度ここまでで170人ほどの子どもさんの審査を実施し、この後についても2月、場合によっては3月に入ってもぎりぎりまで、申請があったものについては審査していこうとしているところでございます。

【指導室長（手塚）】 私の方からは2点。まず1点目、1月8日現在ですけれども、児童・生徒のコロナの現状について調査をしましたので、それについて報告させていただきます。

1月8日時点で、陽性者は小学校で2名で2校、中学校ではおりませんでした。濃厚接触者は小学校で13名で8校、中学校は4名で3校に発生しております。また、12日に陽性児童が1名、生徒が1名発生しているという現状になっています。なお、最初に申し上げた小学校での2名については、すでに登校を開始しているという状態になっています。引き続き学校の方は、通知にもとづいて換気を十分に行い、対応を続けていくというところでございます。

私の方では、これから1月から3月にかけて教員、それから管理職の人事になっていきますので、それに向けて適切な配置をしていきたいというふうに思っているところでございます。

【教育指導担当主幹（梶井）】 私の方からは1点、GIGAスクール構想についてご説明させていただきます。

1月には通信環境の工事等が始まるところでございまして、順次、土日も含めて工事を行ってまいります。端末の導入につきましても、2月以降に進めていくというところで、3月末にはすべての学校で通信環境の整備と端末が揃うというような状況で今進めているところでございます。

【学校給食センター所長（渡部）】 給食センターから2点報告させていただきます。

まず1点目ですが、1月と2月にかけて1回ずつではありますが、このコロナ禍で需要の少なくなった和牛を使ったメニューを給食で提供するという予定になっております。こちらについてはこの後、諮問の方をご協議いただくんですが、給食用物資納入基準もこれに伴いまして来年度から変えようかなと考えております。一応1月と2月で1回ずつ、1月はハッシュドビーフみたいな形で提供する予定をしております。

もう一点でありますけれども、ここでコンサルティングの方が決まりまして、新学校給食セ

ンターの業者募集の関係を決めるということで、実施方針や要求水準書というような仕様書的なものを決めていく形になります。これからそちらの協議に入るような手筈が整いました。その関係で、こちらの方も整備事業の諮問という形でこの後ご協議いただきたいと考えております。

【社会教育課長（和田）】 社会教育課からは2点ほど説明をさせていただきます。

まず、1月11日の成人式については、また後ほどお話しいたしますが、中止をさせていただいております。

また、新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令されまして、その後の社会教育課の事業、講座や講演会につきましては、ただいま中止や延期の対応をしている状況でございます。なお、その中にはZoomによるオンライン講演会として、家庭教育講演会を1月23日と3月14日に開催する予定です。ともに、NPO法人青梅子ども未来と共催で、1月23日につきましては「親から伝えたい生命のこと、性のこと」をテーマとした講演会をオンラインで開催する予定です。定員は100名、先着順となっております。

もう一つが、3月14日でございますが、こちらは先ほど大野委員や稲葉委員からもお話がありましたとおり、スクラッチ、プログラミングワークショップを開催する予定です。「親子でチャレンジ」というテーマで、これにつきましては定員20組、先着順で募集をかける予定でございます。これは小学校3年生以上のお子さまと保護者を対象としております。

引き続き、コロナ禍で大変厳しい状況ですが、講座等につきましては3密を避け、注意を払って行っていますが、今のところは中止や延期という形で対応していくつもりでございます。

【文化課長（北村）】 文化課につきましては、博物館の関係で、本日お手元にお配りしておりますが、収蔵品展の郷土工芸技術展を昨年12月12日から開催をしております。この展覧会につきましては、平成5年から9年と平成20年度に、青梅市郷土工芸・技術調査および青梅市民俗技術調査を実施いたしました。それら調査した内容をもとに、市内に昔からあります青梅煎餅やダルマ、青梅夜具地や青梅傘など青梅にゆかりのあるものや、下駄や桶、神酒の口といったような職人の道具についての展示を行っております。

また、今回この展示にあわせまして、当時調査した報告書を刊行する準備を進めております。予定では2月に配布をしたいと考えております。

また、吉川英治記念館では、1月9日から新春展示としまして、吉川英治の書画展を開催しております。また、昨年の郷土博物館の城館跡の展示で評判を呼びました御城印を、今回吉川英治記念館の方でも昨年の末から辛垣城跡の御城印の配布を開始したところで、問い合わせのお電話等が数件入っているという話も伺っております。

そういった中で、今回緊急事態宣言の再発令となりましたが、郷土博物館・記念館につきましては引き続き展示の方は継続しているところでございます。また前回と同様に、イベントについては自粛を行っておるところです。

【美術担当主幹（田島）】 美術館では、現在開催中の長崎莫人展が今度の日曜日までで、あと

1週間となりました。その後、小学校造形展が中止になりましたので、しばらく約1カ月閉館させていただきまして、その後に年度最後の特別展ということで「生誕120年—宮本十久—展」を予定しているところです。美術館としましては宮本十久—展の準備と並行して、もう1月に入りましたので来年度の展覧会の案内の準備の策定に入っておりまして、見積もり合わせ等も終わっておりますので、順次入稿して校正をかけていくということになっております。

1 学校訪問（後期分）の実施結果について（教育総務課）

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、学校訪問（後期分）の実施結果について、を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、報告事項1、学校訪問（後期分）の実施結果についてご説明いたします。報告資料1をご覧ください。

今年度の学校訪問につきましては、コロナの影響によりまして、前期は東小・中学校のみの訪問でありまして、元々後期に予定していた学校に加え、前期から延期した学校を後期分として訪問いたしました。委員の皆様におかれましては、タイトな日程での学校訪問にご協力いただきまして、ありがとうございました。

後期分の学校訪問は、資料の1枚目、10月14日の吹上小・中学校から始まりまして、裏面にまいりまして11月10日の若草小学校まで7日間で12校を訪問いたしました。

訪問当日はその場で講評をいただきましたが、資料の2枚目以降に各委員からの訪問結果をまとめて添付しております。この結果につきましては、来年度以降の学校運営に反映されますよう、各学校の校長、副校長に周知させていただきます。

また最後の1枚は、全校に伝えたいご意見をまとめたものとなっております、前期に実施した東小・中学校に対する意見もあわせて作成してございます。こちらにつきましては、この後、全校に周知させていただきます。

説明は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

2 青梅市学校施設個別計画の策定について（教育総務課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項2、青梅市学校施設個別計画の策定について、を説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、学校施設個別計画の策定についてご説明いたします。

学校施設の個別計画につきましては、今まで教育委員会においてご協議をいただいたところでございます。このたび、先月行われました12月議会での市議会全員協議会への報告も終わりました。計画が策定できましたことから、本日ご報告をさせていただくものでございます。全

員協議会において議員から幾つかのご意見やご質問をいただきましたが、計画の内容を変更するには至らず、原案どおりとさせていただきます。

本日、報告資料2として青梅市学校施設個別計画の冊子をお配りしておりますが、以前ご協議いただき、訂正いたしました原案のとおりの内容となっております。しかしながら、読みやすいよう文章の整理や段落の整理をしておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

全員協議会においていただきました主な意見やご質問についてであります。今後の再編で学区も見直されるのかという質問に対しましては、将来的には小中一貫も含め同じ小学校の児童が同じ中学校に通えるような通学区の編成が必要であると認識している、と答えております。

また、施設改修は安全面を優先して補修していくということではよろしいかという意見に対しましては、学校施設の改修については安全面を第一に老朽化の激しいところから行う予定である、また緊急性を要するところにつきましては、そのつど補修・修繕を行う、と答弁しております。

また適正化基本方針と総合管理計画はどちらが上位計画なのかという質問に対しましては、総合管理計画では学校施設の床面積の削減について触れており、適正化基本計画では学級数や学校規模について触れており、どちらが上位という位置付けではないものと考えている、と答弁しております。

詳細につきましては、2月4日に開催する教育委員会において、議会報告の中で改めて報告をさせていただきます。

最後に今後の予定であります。冊子を約100部印刷いたしまして、教育委員、市議会議員、市の部長クラスに配付する予定でございます。また、閲覧用として市役所の行政情報コーナー、各市民センター、中央図書館に配架いたします。また、教育委員会のホームページで公開をまいります。

説明は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 ちょっと的外れな質問かもしれませんが、統廃合を含め、あるいはいろいろな設備の改修というところで、机のサイズの見直しをほしいなと思うんです。教科書が大きくなっているのに机が現行のままなので。それはここに入るのかどうか分からないですけど、やっぱり教室の面積と、それから子どもの人数と、教科書にあわせた大きさ、教科書がきちっと載るような机サイズを考えての教室と面積かなと思ったりするんです。その辺のところはちょっと的外れな質問なんですか。定員もあると思うんですけど。

【教育総務課長（布田）】 この計画の中では具体的にそこまで突っ込んだ議論はされておられませんけれども、今後統廃合を進めていく上で、学校施設のあり方検討委員会を立ち上げる必要があると考えておりますので、その中で教室の規模であるとか、それにあわせた机の規模であ

るとかということも、あわせて検討していくべきかなと考えております。

【教育長（岡田）】 大事な視点だと思うんですけども、これはあくまで10年後にどういう方向に進むのかという大きなことでありますので、具体的にこの地域で小中一貫にしよう、あるいは統合しようというときには、その中で教室の規模は、今後順次35人学級も始まりますし、場合によれば教科書のデジタル化ということもありますので、そうした中で机のサイズ、あるいは電源の配置とか、そういう細かいところで検討がなされるんじゃないかなと思っております。

【委員（稲葉）】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【教育長（岡田）】 ほかにはよろしいでしょうか。

4 令和3年度教育課程届出説明会について（教育指導担当）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項4、令和3年度教育課程届出説明会について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは報告資料4をご覧ください。令和3年度教育課程届出説明会資料（令和2年度より変更含む抜粋版）を中心にご説明させていただきます。

令和2年12月15日に教育課程届出説明会をさせていただきました。その資料として、冊子のような形になっております1枚目の表紙に牛の絵がついているもの、それから29ページまである冊子も含めて説明をしたところですが、時間の関係で抜粋の方から主な変更点であるとか重要なポイントについてのみ説明をさせていただきます。

当日は教務主任の先生、副校長先生、また特別支援学級の先生にも来ていただいて、説明をしたところでございます。

まず初めにⅠの基本的な考え方としましては、学習指導要領に則って行うということは当然でございますけれども、コロナまたGIGAスクール等のことがございましたので、新しい生活様式とGIGAスクール構想を踏まえた教育課程を編成するということを基本的な考え方として示させていただきます。

Ⅱの重点事項、こちらは必ず教育課程の方に記載していただくという重点的な部分でございますが、昨年度よりさらに8項目に絞りまして、人権教育の推進から情報教育までとさせていただきます。

Ⅲの基本的事項につきましては、各学校によって教育課程または全体計画や年間指導計画等に位置付けて実施していただく内容となります。こちらにつきましても項目1から11までございますけれども、新しいところとしましては、特にがん教育の部分については外部講師との連携といったところを中学校において行っていただくこととか、それから6番の教科等を横断して取り組む事項については、オリンピック・パラリンピック教育、またGIGAスクール構想およびプログラミング教育の推進といったようなところも書かせていただいております。

また、裏面でございますけれども、10の特別支援教育についてはICTを活用していくこ

と、また交流および共同学習もさらに重点的に取り組んでいただくところを書いておきます。

その他の11でございますが、時数につきましては標準の時数ということを示しております、さらに短時間学習等についても教育委員会と協議して決めていくというようなところを書かせていただきました。

次のIV、特別支援教育の教育課程の編成につきましては、記載させていただいたとおり、特別支援学級の固定または通級、特別支援教室それぞれの重点を記載し、説明をしたところでございます。

令和2年度の教育課程を見直し改善するところを先生方にはお願いしております、令和3年度の教育課程編成に向けて、今後指導主事の方が中心になりまして、学校から事前相談等を受けながら、最終的には3月に提出していただくような形になります。

私からは以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

感想等ありましたら、どなたかいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 新学習指導要領のところでの取り組みだと思んですけど、パソコンをサーフィンしてましたら、「新学習指導要領『前文』読み解けない学校の末路！！」みたいな感じの情報がありまして、あまり深く読んでないんですけど、またお渡しいたしますのでお読みください。やはり統計立って、授業を学年単位ではなくて流れを汲んだ学習をしないと、SDGsみたいな感じではいけないよというところの警鐘だと思いますので、そうならないように青梅市は頑張るしかないなと思っています。

【委員（大野）】 教育委員会としても今大変だろうなと、これを見ながら思うんです。このコロナのことがあって、新学校指導要領がここで小学校で始まり、中学校が始まるんですけど、特に主体的、対話的で深い学びというところの対話的学びの中の一つは、やっぱり子どもたち同士が意見を交換して、さらに考えを深めるとか、広めるとか、そういう活動をどんどんしてくださいと教育委員会指導室の方では言いたいところでしょうけど、それが今できないですね。子ども同士が意見交換をするというのは。そういうところがちょっといたいところなんです。また時期が過ぎてきましたらぜひ、中学校も新学習指導要領が始まりますので、授業改善に向けてまた強力で推し進めていかなければと思います。とりあえずちょっとお互いに我慢ということですね。感想です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

よろしいですか。

5 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔11月分〕について（教育指導担当）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項5、青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果

〔11月分〕について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それでは、報告資料5をご覧ください。11月に調査をしました「いじめ」の実態調査結果でございます。

まず、合計から申し上げますと、小学校で568件、中学校で37件、計605件というのが11月にあがってきた数字でございます。

実はこの数字は、昨年度、またその前と比べますと、11月にあがってくる数字としてはかなり少ない数字です。例えば昨年度ですと11月の結果は940件、その前ですと1,140件程度ということで、今回数字的に非常に少なくなっているなというところなんです。

考え方としましては、やはりコロナ禍ということで、子どもたちの関係性というのが少し変わってきているというのかもしれないと思いますし、もちろんいじめ自体が減ってきているということもあろうかとは思いますが、そこは丁寧にみていかなくてはいけないなと思っています。

一方、Bの対応状況につきましては、まだ継続中が44件ということでありまして。こちらについてはそれぞれ一つ一つ丁寧にみていく、解決して必ずお互いの謝罪を行ったり、保護者に伝えたり、そういったことは対応しているんですけど、やはりその先、まだ丁寧にみていかなければいけない件数として44件あがっております。こちらでも少し昨年度等と比べますと、解消率としては若干低くなっているところがありますので、引き続きこのいじめの調査だけではなくて、その後の継続ですとか学校への確認等もしていかななくてはいけないなというふうに考えておるところでございます。

今回の調査で、発見のきっかけのところで見させていただきますと、学校担任の発見が13件ということです。こちらについてはこれまでに比べると少し増えてきたということで、これも学校の先生方が丁寧にみていただいて気づいてくださっている状況があるのかなということで、これは学校の取り組みとして評価できるところかなというふうに考えております。

説明は以上でございます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

これは私の感想なんですけれども、散見するケースの中で、保護者を巻き込んで、加害者、被害者の関係性がぎくしゃくしてこじれているということで、学校も含めていろいろ時間がかかっているケースが続いております。

また、以前こちらでも重大事態ととらえておりました不登校の件ですが、ご本人は今別の学校に通ってはいるんですけど、その元の発端の件についてはなかなか進展が見えていない。手続のことなども含めて、ちょっと時間を要しているなという印象があります。

ほかの件でも、重大事態とはなっていませんけれども、双方の謝罪の場の設定とかいろいろこじれているケースが増えてきて、児童・生徒だけではなく保護者を巻き込んだケースが幾つかあるかなということ、状況をjして感じております。

ほかにはよろしいでしょうか。

6 成人式の中止について（社会教育課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項6、成人式の中止について、を説明いたします。

【社会教育課長（和田）】 それでは、報告資料6をご覧ください。

先ほどもお伝えしましたが、1月11日開催予定の成人式につきましては、資料3に中止の理由が書いてございますが、国から緊急事態宣言が発出され、感染拡大が重大な局面に入っている、また、会場内および会場周辺での密集や、式典前後の会食等がさらなる感染拡大の要因となる危険性が避けられない、というような理由から、中止とさせていただいております。

この中止につきましては、1月5日に決定をしております、その後、5日の中止決定後、すぐに中止の準備に取りかからせていただいております。

中止が急に決まったということで、どうやって早く新成人の方にお知らせするかということで、中止の通知と夢のタイムカプセル、式次第とともに、封筒に封入して各新成人の方に郵送して、1月6日には郵送を終了しております。その際には教育総務課、学務課、指導室、そして健康福祉部の福祉総務課にもご協力をいただいております。ご協力ありがとうございました。その結果、特にクレーム等についてはあまりございませんでした。

資料4の中止に伴い実施した代替業務でございますが、市ホームページに市長および市議会議長からの祝辞を掲載しております。なお、動画配信もあわせてホームページ等には掲載したところがございます。また、市ホームページに新成人による誓いの言葉も、動画配信とともに掲載しているところがございます。また、同じように市ホームページに中学校時代の恩師の先生からのビデオレターも掲載しております。その際、各先生には動画配信をしていかどうか確認をとった上で配信をしておりますので、ご覧になった方はご承知かと思いますが、音声のみの配信もしている状況でございます。

このホームページにつきましては、1月31日まで掲載する予定でございます。

また当日、1月11日につきましては、新成人が住友金属鉱山アリーナ青梅に来られるのではないかとということで、対応を行っております。朝9時から教育部長、社会教育課の職員5名、委託警備員7名、警察の方2名により、会場敷地内および周辺道路等の警備対応を行っております。

また、その当日には青梅市成人式中止の看板を設置したところ、多くの新成人やご家族の方がその看板をバックに写真撮影をされておりました。特に混乱もなく、午後2時半過ぎにはほとんどいなくなった状態で、看板を撤去して対応を完了しております。人数的には100名以上の方が来られました。

報告は以上です。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（百合）】 息子が成人式だったんですけれども、中止になって残念だったんですが、ほんとにすぐにタイムカプセルの昔の作文が来まして、本人が読んですごい恥ずかしそうに、誤字脱字にあきれていましたけれども。ああいうものが手元に来るとうれしいもので、私たち親も、子どもが成長したなということをつくづく感じられたので、タイムカプセルというのはこの先もずっと続けていってもらえたらなと思いました。どうもありがとうございました。

【委員（稲葉）】 中止になって、その日じゃなくて、コロナが収束したら何か違った形でみんなが集まれるようになればいいなということを、教育長とか委員さんにメールをしたんですけど。

中止が決まったので、それじゃあ市民でお祝いをしようというところで、ネッツたまぐーを中心にして、市内の青梅駅周辺の居酒屋さんとかいろいろなところが成人を祝う写真を撮るスポットを3日ぐらいであつという間につくっていました。それをSNSで拡散して、成人たちが記念になるような形。今年は市民が祝うという形ができたので、行政の方の成人式と、それから来年もまた市民みんなでお祝いできるような温かい青梅の成人式ができればとてもいいなと思いました。65名ぐらいの成人が、いろいろなスポットで写真を撮り、それからビールで乾杯しといった感じで市民の方々に祝っていただけたので、よかったなと思います。

またコロナが収束したら、違った形で何か教育委員会の方で集まれるようなことをできればいいのかなと思っております。以上、報告まで。

【社会教育課長（和田）】 今の時点ですと、中止になってまだ白紙の状態ですが、新型コロナの状況が収束に向かって落ち着いてきた段階で、今後別の成人を祝う集いのようなものを検討していきたいと考えているところでございます。

【教育長（岡田）】 緊急事態宣言がいつ解除されるのかわかりませんので、ちょっと未定ではあるんですけれども、いわゆる成人式を実行委員会形式、特に実際に20歳になる人たちが企画・立案している地域もありますのでね。早く収束して、例えば5月の青梅大祭が今年開催できれば、その後にたまぐーセンターを使って、中学校単位がいいのか、小学校単位がいいのかわかりませんが、時間を区切って学校ごとに入れ替わり立ち替わり同じようなことができないうか。それも、行政主体よりも今回成人式ができなかった20歳の人たちに手を挙げてもらって企画・立案させて、何かできればいいかなと思います。ちょうど市民会館が閉鎖したときの「ありがとう 青梅市民会館」ではないですが、そういう実行委員会形式で、会場を提供する中で企画できることがあればいいかなと思っているんです。それ以前に、青梅大祭が中止になってしまったら、その後すぐはできないかなというところもあって、現在はまだ白紙ですけども、何か考えていきたいなと思っております。

【委員（榎本）】 私は、今年成人式は難しいかなと前から思っていたんですけど、できたら来年に2回、大体連休なのでそのときに2回やっちゃってもいいのかなというふうに考えました。というのは、やる立場の人とただ来る立場の人がいると思うんですけど、やる立場の人だったら2学年で企画ができるので、なかなか面白いものができるんじゃないかなというふうに

思います。思い出もけっこう近いものがあるので、先生方のビデオレターとかも作成しやすいのかなというふうに思っています。

中止ではなくて延期なのかなと本当は思っていたんですけど、早々と中止が決まってしまったので、その辺はちょっと残念だなというふうに感じています。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。今後、社会教育委員さんの意見なども踏まえて、21歳、プラス1年を含めてどうするかは、いろいろ検討させていただきたいと思います。

あと、式次第はまだ残っていますか。あったら教育委員さんに1部ずつ、杉本先生の挿絵があるので、参考までに配っていただければと思います。

それではよろしいですか。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）

イ 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 第16回青梅市小・中学生主張大会について（教育指導担当）

イ サタデークラスの実施状況（9～10月）について（教育指導担当）

ウ 長期欠席児童・生徒の状況（10～11月）について（教育指導担当）

エ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 長期欠席児童のところ、備考の一番下、「全欠席生徒1名が転出したため」とあるんですけど、この生徒さんというのは新しく環境を変えて学校へ行けるという感じで転校されたのかどうなのかなと思って、ちょっと気になったところです。

【教育指導担当主幹（梶井）】 そこについては詳細まで把握できておりません。また改めてお知らせいたします。

【委員（大野）】 同じ児童・生徒の状況調査の一番上に、全欠席が24名とありますね。この24名というのは、担任の先生なり、もしくは子ども家庭の方でもいいけど、どなたか必ず顔を合わせられているんですかね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 こちらにつきましては個人票が毎月あがってきておりまして、学校の対応についても把握ができております。家庭訪問ですとか電話連絡、またはおっしゃったように子ども家庭支援センターと連携しての確認といいますか、健康状態ですとか実際にど

のような状況でいるのかということは確認をしているお子さんです。全く会えていないというお子さんは、またそれはそれで別の機関、子ども家庭支援センターとか児童相談所とか警察とか、そこと連携してやっている方もいますけれども、それぞれ今現在どういう状況かというのは把握はできております。

【委員（大野）】 把握ができていないということですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 学校ができているものと、それから関係機関を通してやっているものもあります。

【委員（大野）】 要するに結論として24名の中に、何らかの形で学校を含めて第三者がその本人と会えているのか、会えていない子どもがいるのかという質問なんです。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それは大丈夫です。

【委員（大野）】 会えているんですね。

【教育指導担当主幹（梶井）】 はい。

【教育長（岡田）】 会えないケースというのは、どちらかという親が間に入って見せない。余計逆にネグレクトだとか虐待が心配だというので、それは子ども家庭支援センターや、あるいは立川児童相談所の方、あるいは民生委員さんが訪問しております。本人確認できていないケースがなかなかね。声は聞こえるけど顔まで見れないとなると、虐待を疑っていくことがありますので。

【委員（大野）】 現在はどうですか。

【教育長（岡田）】 現在はいいです。

【委員（稲葉）】 ケース会議というのを開かれているんでしょうか。そういう重篤なものはないという感じでしょうか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 子ども家庭支援センターの方から指導室の方へ参加の要請があって参加するというケース会議は、幾つかございます。ただ、この不登校だけに限ったものではございません。

【教育長（岡田）】 ほかによろしいでしょうか。

【教育長（岡田）】 それでは、暫時休憩いたします。

再開を40分といたします。

[休 憩]

【教育長（岡田）】 再開いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。青梅市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは協議資料1をご覧ください。青梅市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則要綱についてです。

まず1番、改正の理由でございます。東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2番としまして改正の内容については、押印にかかる記載を削除するというものです。

3番の施行期日としては、令和3年2月1日とするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。どの部分が変わったかというのは非常に難しいところなんですけれども、まず新しい方は左側の「別記様式」の下、真ん中よりちょっと上ですが、「申請月日 申請内容・申出者」と書いています。こちらが、以前の方につきましては「職員印」になっています。いわゆる職員印を押していたものですが、職員印がなくても、例えば極端な話、サインでも大丈夫ですというふうに変った形でございます。

以上となります。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について、は承認されました。

2 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正についてでございます。

まず1番としまして改正の理由ですが、東京都立学校職員服務規程の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2番として改正の内容については、同じく押印欄の削除という形になっています。

3番として施行期日は令和3年2月1日より行おうとするものです。

新旧対照表をご覧ください。新しい様式と古い様式で、中段より上のところに氏名の横に印というのがあったものを、新しい方では印がなくなっても書類として正規という形で充たすというものでございます。このような形で、印を押さなくても大丈夫ですという形です。

以上となります。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（稲葉）】 質問です。この書面というのは、内容は全部手書きなんでしょうか。それともパソコンの字なんでしょうか。

さきのものとこっちのものと、申請書というのは自分で手書きして出すものか、あるいはパソコンかというところで、このごろパソコンで書いたものでも押印なしでというところで、それも定款とか条例に書かれていて初めて承認されるみたいな感じがあるので、その辺きちんとしておかないといけないのかなと思うんです。肉筆ならば本人が書いたというのはわかるんですけど、パソコンで書くと誰が打っても一緒なので。その辺のところはきちっと、信用してのことなんでしょうけど、パソコンで打った書面でも捺印とかそういうのはなしでいいという感じのものが一言ないといけないのかなと。法人の方ではそんな感じで、きちんと定款に載せています。

【指導室長（手塚）】 こちらの方、基本はパソコンでという形になっているはずだと思いますけれども、それに伴って東京都の方がどのような形で認めるかというのは、押印なしという形なんですけれども、改めて確認の上、次回報告させていただきたいと思います。

【教育長（岡田）】 昔は必ずカーボンを敷いて手書きして、原本は持っていてカーボンしたものを出すというルールがあったけど、今はコピーが普及しちゃったのでね。

これは東京都から来ているものですので、東京都がしっかり対応はしていると思いますけれども、その辺はよく確認させていただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、は承認されました。

3 令和2年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付要綱の制定について（指導室）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項3を議題といたします。令和2年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付要綱の制定について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、令和2年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助

成金交付要綱の制定について、ご説明いたします。

1枚おめくりください。こちらが要綱になります。少し量がありますので、1の目的、3の交付対象者、5の助成金の額、そして15の実施期日等、この4点に絞って説明をさせていただきます。

まず1の目的です。この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、青梅市立小学校および中学校において実施を予定していた修学旅行等が中止となること等に伴い、保護者が負担することとなる費用を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする、というものです。

3の交付対象者です。まず(1)と(2)がございませう。(1)新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、青梅市教育委員会が中止、旅程の変更等を決定した修学旅行等に参加申込みをしていた児童等の保護者 (2)新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、すでに実施された修学旅行等への参加を取りやめた児童等の保護者、という形であります。

5の助成金の額です。助成金の額は、前項に規定する交付対象経費に相当する額とし、予算の範囲内で交付する、というものでございませう。

15に飛びませう。(1)としまして、この要綱は、令和3年1月13日から実施し、令和3年3月31日にその効力を失うものとする。(2)としまして、この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる助成金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による、というものでございませう。

以上です。本件についてよろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございませうか。

【委員(大野)】 改めて該当する学校等について教えていただけませうか。

【指導室長(手塚)】 これからキャンセル料が払われるだろうという学校も含めてなんですけれども、第一中学校です。第二中学校は行ってきませうので大丈夫です。第三中学校もこれから予定されていませうけれども、行けない可能性も高くなつてきていませう。西中学校もこれから実施をする予定の学校です。第六中学校は行ってきませう。第七中学校はすでに中止が決定して、キャンセル料が発生していませう。霞台中学校は行ってきませう。新町中学校は中止で、キャンセル料が発生していませう。泉中学校についてはこれから行きますので、こちらについても発生する可能性があるという形です。吹上中学校については中止が決定していませうので、キャンセル料が発生していませう。東小・中学校については、これとは別という形で、スキー教室はすでに最初の段階で中止になっているという形になります。

以上になります。

【教育長(岡田)】 小学校はないんですか。

【指導室長(手塚)】 小学校は、日光の方はキャンセル料はございませうませんでした。御岳の方がちょっと難しく、実際のところ御岳移動教室はすべての学校において実施をしたわけなんで

すけれども、数名、やはり新型コロナウイルス感染症を避けるために急遽欠席をしたという児童がいます。これについては、宿坊の方からキャンセル料を払っていただけないかというような声を聞いているところです。ただし、今まで小学校でも日光に行く場合、キャンセル料はあったはずなんですけれども、これについてはキャンセル料が発生していなかったということがあります。それは学校と旅館等のやり取りの中で、きつとうまくやり取りができていたんじゃないかというところがあります。

今年キャンセル料が発生したところですが、今協議をしているのが、来年の小学校5年生あたりを対象に御岳移動教室の実施を考えておりますので、その辺はこれから協議を深めていって、うまくできたらなということを考えているところでございます。

【教育長（岡田）】 移動教室が発生しないとすれば、中学校修学旅行に限定しちゃった要綱の方がいいようにちょっと思ったんですけれども。どうでしょうかね。御岳のキャンセルって、人数的にどのくらい発生しているんですか。

【指導室長（手塚）】 御岳は5人、6人、もうちょっといたかな、10人弱だと思います。

【教育長（岡田）】 請求書とか来てないですね。

【指導室長（手塚）】 請求書の方は届いているわけではないんですが、キャンセル料は今請求をされている段階にあります。

【委員（榎本）】 中学校も修学旅行で自主的にやめた子はいなかったんですか。

【指導室長（手塚）】 ちょっと確認しなければわかりませんが、中学校の方でもいた可能性は十分あるかと思えます。

【教育長（岡田）】 今榎本委員がおっしゃっているのは、第二中学校、第六中学校、霞台中学校の生徒で、個人的に参加を取りやめたケースですね。

【委員（榎本）】 そうです。

【教育長（岡田）】 学校として実施すれば、個人のキャンセル料は発生していないんじゃないですかね、どうなっているんですか。

【指導室長（手塚）】 このコロナウイルス禍の中において実施した3校について、キャンセル料で困ったという報告は受けてなかったものですから、我々の方もうまくいったんだったところがあったんですけれども、改めて各学校に確認をさせていただきたいと思えます。この状況下において欠席した生徒がいるかと思えますので、どのような対応をしたのかということをお次回の教育委員会で報告させていただきたいというふうに思えます。

【教育長（岡田）】 どうでしょうか、要綱名も含めて。

逆に、予算上の措置はどういう状況になっているんでしょうか。これ、3月補正ですね。じゃ、まだ議決はされていないということですね。これは予算上はどういう名称の予算措置をされておりますかね。後ほどそれも含めて、小学校移動教室実施経費とか、中学校の実施経費はどこの科目で予算計上しているかも確認して。

いずれにしても、こういう修学旅行等キャンセルによって発生した保護者負担金を、教育委

員会として公費で交付していく要綱を制定することについてのご異議はございませんでしょうか。そういうところでお諮りしたいと思います。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、令和2年度青梅市立小学校および中学校修学旅行等取消料助成金交付要綱の制定について、は承認されました。

名称等については事務局にご一任いただきたいと思います。

4 青梅市学校給食用物資納入基準の諮問について(学校給食センター)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市学校給食用物資納入基準の諮問について、を説明いたします。

【学校給食センター所長(渡部)】 それでは、協議資料4にもとづきましてご説明申し上げます。

青梅市学校給食用物資納入基準の諮問について。青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、下記のとおり青梅市立学校給食センター運営審議会へ諮問する。

まず1、諮問事項であります。青梅市学校給食用物資納入基準について。

2、諮問の理由でございます。給食物資の選定は、令和2年度に作成した学校給食用物資納入基準にもとづき行っているが、新たな食材の使用や基準内容の見直しが必要となったことから、学校給食用物資納入基準について意見を求めるものである。

3、答申時期でありますけれども、令和3年3月31日までとなっております。

1枚めぐりまして、実際の訂正箇所一覧を見ていただくと、事前にお配りしましたので細かいことはご説明いたしません。今のこの納入基準にもとづきまして物資を購入するという形になりますので、実態に即した形での修正と、裏面を見ていただくと、牛肉を新たに今回使用することになりましたので、追加した方がいいだろうと。以前は狂牛病の問題とか、あとはどうしても単価の関係で値段が高くて使用がなかなかできなかったという現実があつて、前回抜いたんですが、今回こういうことで使用をまた再開することになりましたから、ここに追加しようとするものであります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

一番大きなのが、11の肉類のところ牛肉の項目を追加したということと、あとは全体的に文言の整理を実態にあわせたということですね。

ちなみに、牛肉の納入については農林省から補助金とか出ているんですか。

【学校給食センター所長(渡部)】 今回はすべて国の方から補助金が出てくる形で、実際支払

いの方を、東京都学校給食会を通じてという形になりますが、直接業者の方に行っていただくということで、市の方からの牛肉の費用についての持ち出しはないということになります。

今回については一応上限がありまして、100グラム1,000円までの牛肉という形になっております。ただどうしても、100グラム使用するといっても、1人100グラムでそれが多く集まると釜の制限があって使用ができないので、そこまではできないんですが、それでも和牛を感じていただくということで、今回はハッシュドビーフを行うということ、2月がたしか牛丼みたいなことを考えておりますので、子どもたちにも楽しみにしていただければと思います。

【教育長（岡田）】 2月のときには教育委員の試食も。緊急事態宣言が解除されていたら。

【学校給食センター所長（渡部）】 一応検討させていただければと思います。ご連絡いたしますので、ぜひともご賞味いただければと思います。よろしくお願いします。

【教育長（岡田）】 本件についてはよろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食用物資納入基準の諮問について、は承認されました。

百合委員、給食審議、どうぞよろしくお願いします。

5 青梅市新学校給食センター整備事業の諮問について（学校給食センター）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市新学校給食センター整備事業の諮問について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（渡部）】 それでは、協議資料5にもとづきまして説明させていただきます。

青梅市新学校給食センター整備事業の諮問について。青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、下記のとおり青梅市立学校給食センター運営審議会へ諮問する。

記の1、諮問事項であります。青梅市新学校給食センター整備事業について。

2、諮問理由であります。現在、検討を進めている青梅市新学校給食センター整備事業の実施方針を定めるにあたり意見を求めるものである。

3、答申時期であります。令和3年5月31日まで。

以上であります。

実際は、昨年度3月に基本計画をつくりまして、先ほどもちよっとご説明しましたが、実際に整備事業を行ってもら業者を募集する形になります。その業者を募集するにあたって、今回はDBO方式という形で事業展開をするんですが、PFIに似たような事業方式であります。ですので、実際は実施方針をまず定めて、それにもとづいて細かい要求水準書というものをつ

くる形になります。今回はこの実施方針をつくるにあたって、審議会の重要事項という形になりますので、意見を求めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

これから要求水準書とか業者を選定していくのに必要なものを諮問していくという形ですよね。そのたたき台が諮問された後、教育委員会に示されるわけですね。

【学校給食センター所長（渡部）】 基本的には、ある程度の形が出たところで教育委員会の方にも当然示していくという形になります。最終的なものについては、答申を受けた段階で教育委員会に諮って、ご決定をいただこうと考えております。

【教育長（岡田）】 よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市新学校給食センター整備事業の諮問について、は承認されました。

6 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について（学校給食センター）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（渡部）】 それでは、協議資料6にもとづきご説明させていただきます。

青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則要綱をご覧ください。

1、改正の理由であります。天災地変、年度途中の転入学、転出その他の事案にかかる学校給食費の額の算定上の取り扱いを明確にするため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

2、改正の内容であります。（1）天災地変その他の事情により、市長が必要と認めるときに、学校給食の1年度の基準回数を変更することがきる規定を追加する。新旧対照表を見ていただくとわかるんですが、実際には1年間の基準回数というのを決めております。小学校であれば185回、中学校であれば180回、小学校1年生については169回ということで定めておるんですが、今回コロナの関係でこの基準回数を見直さなければならなくなりました。それができるような規定に変更するような形になります。

（2）年度途中での転入学、転出等があり、学校給食費の額の調整を行うことが適当でないときの例外規定を置く。こちらも基本的に実際に公会計ということで行っていくと、こういう

ところが見えてきまして、給食費が公会計になりましたので、きちんと規定を設けておこうということでもあります。

(3) 学校給食費の額の調整を3月以外の月でもできるように所要の規定の整備を行う。今回基準回数を変更するんですが、実際の学校の給食回数というのが、やはり行事等がなくなり、多くなっております。例年の規定ですと、3月分ですべてを調整するということになるんですが、この3月分の調整が非常に多くなる。そういった点もございますので、今回2月分と3月分で調整を考えております。ですが、現状の規定ですと、3月分での調整以外できないという形になりますので、これをできるような規定にするところでもあります。

(4) その他所要の規定の整備を行います。

3の施行期日ではありますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。これは不利益がないという形になりますので、遡り適用をするという形にします。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

4月、5月は給食がなくて、6月から学校を再開して、7月もかなり給食回数があった。8月もかなり給食回数があった。一方で、給食費は8月を徴収しませんので年間11回。今回4月、5月がないと年間9回で、それでは足りなくなったということで追加徴収を加えていこうという内容です。技術的な点のことですので、食べた回数に応じて1食幾らで払っていただくという内容です。

よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

7 令和2年度青梅市学校給食の実施基準回数について（学校給食センター）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項7を議題といたします。青梅市学校給食の実施基準回数について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（渡部）】 それでは、協議資料7にもとづきまして、青梅市学校給食の実施基準回数についてご説明させていただきます。

青梅市学校給食の実施基準回数については、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則第3条において、小学校にあつては185回（小学校第1学年にあつては169回）、中学校にあつては180回、先ほどご説明したような基準回数を設定しております。

しかしながら、令和2年度にあつては、4、5月分が休校ということで徴収をしておりませ

ん。また、6月分については市から補助をするという形で、徴収をしないことといたしました。その関係上、基準回数についても見直さないと、先ほどお話ししたとおり実態と合わないような形になってきましたので、基準回数の方をまず見直すことといたしております。

1の基準回数については、小学校の基準回数が134回。小学校1年生も同様にします。というのは、小学校1年生も給食開始時期が同じで7月からの徴収となりますから、ほかの学年と同じになりますので、小学校1年生だけ分けるということはしておりません。ですので、小学校については134回。中学校については130回。小学校の教職員は151回。これは、6月分も集めなければならないという形になります。中学校については147回。これも同様な考え方です。

基本的にこの基準回数の出し方ではありますが、本来は給食費の集め方というのが、185とか180回を、8月を除く11月で割って均等に集めるという形をとっております。今回の場合は、小学校については185、中学校については180を基準の11で割って、集める回数である8カ月で掛けたという形になります。4、5、6がないという形になりますので、その回数をこちらの方に出しております。教職員についてはその1回分が多くなるという形です。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

これは令和2年度限りですよ。

【学校給食センター所長（渡部）】 今回の措置については、令和2年度限りで考えております。今回も緊急事態宣言が出ておりますが、学校の休校には至っていないということから、来年度以降も同様であればいいだろうということで、今回限りで考えております。また同じようなことが起こった場合については、教育委員会の方に報告をいたしましてご協議いただくようになるかと考えております。

【教育長（岡田）】 そうすると、このタイトルは「令和2年度青梅市学校給食の実施基準回数について」というふうにきちっと限定しておいた方がよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

【学校給食センター所長（渡部）】 ここでお許しをいただけるのであれば、タイトルの方を変更させていただければと思います。ということで、令和2年度限りという形で、来年度以降同様なことがあるようであれば、また新たにこちらの方から提案させていただきます。

【教育長（岡田）】 それでは、名称を「令和2年度青梅市学校給食の実施基準回数について」というタイトルという形でご協議いただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、令和2年度青梅市学校給食の実施基準回数

について、は承認されました。

8 青梅市吉川英治記念館事業基金条例の制定について（文化課）

【教育長（岡田）】 次に、協議事項8を議題といたします。青梅市吉川英治記念館事業基金条例の制定について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、協議事項8の青梅市吉川英治記念館事業基金条例の制定についてご説明いたします。

まず、本案件のこれまでの経過についてご説明申し上げます。

全国にごございます信用金庫の連合組織にあたります信金中央金庫におきまして、今年度、創立70周年記念事業として、企業版ふるさと納税の仕組みを活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」というものを設立いたしました。この事業に青梅市の企画政策課が青梅信用金庫の推薦を受けて申請した、青梅市吉川英治記念館を核とした戦略的地域活性化事業がこのたび1,000万円の寄付対象事業として決定されました。

本事業は、令和3年3月から令和5年3月までの3カ年間事業で実施する計画でございまして、市としましては今回の寄付金を基金に積み立てることが適切であることから、条例として制定することとなりました。

それでは、協議資料8の1枚目、青梅市吉川英治記念館事業基金条例要綱をご覧ください。

1の制定の理由としまして、青梅市吉川英治記念館に関する事業に必要な資金に充てるため、吉川英治記念館事業基金を設置しようとするものであります。

2の制定の内容でございまして、まず（1）積立てにつきましては、アとして、基金として積み立てる額は毎年度一般会計の歳入歳出予算で定める。イとして、記念館にかかる寄付金は、速やかに当該年度の事業に必要な資金に充てるものを除き、基金として積み立てるものとする、としております。

（2）管理、（3）運用益金の処理、（4）処分および（5）委任につきましては、記載のとおりでございます。

最後に3の施行期日につきましては、公布の日としております。

また、2枚目の資料は条例案の本文となります。

なお、本条例案につきましては、後日、条例審査と経営会議が控えており、今後修正される可能性があることを申し添えさせていただきます。

よろしくご協議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

信金中金から1,000万円で、ほかからのものとか、ふるさと納税からのものというのは、この基金に入るんですか。それは基金には積み立てないのか。どう運用していくんでしょうか。

【文化課長（北村）】 今回の寄付金以外のふるさと納税や、そのほかの企業版ふるさと納税に

よる寄付金につきましても、この基金に積み立てられるようになっております。内容につきましては、この条例の中にもありますとおり、当該年度に充当するものと積み立てるものについては、財政課と協議をしたいと思っております。

【委員（大野）】 まるっきり素人でよくわからないんですけれども、吉川英治記念館は一般会計の中からのものを用いて運営をするわけですね。基金をつくるということは、この基金からも運営にお金を充てられるわけですね。両方をそうやってつくる理由について、自分としてはよくわからないんですが、教えていただけますか。

【文化課長（北村）】 通常の予算ですと、当該年度の予算を計上しまして、その年度中に執行するというのが原則なんですけれども、今回、信金中央金庫からの寄付金の事業といたしますが、3カ年で実施できるということが定められております。これにより、当該年度で執行することができませんので、そういった場合、市のような公共団体の場合につきましては基金会計というところに一旦積み立てまして、そこから例えば1年で幾ら、2年で幾らといった基金を取り崩して、それを歳出予算の事業の方に充当するという仕組みになっておりますので、こういった基金条例を制定する必要があるということです。

【教育長（岡田）】 基金できちんと一定の金額があると、例えばスポーツ振興基金条例のものとか、私どもの方では芸術文化奨励基金条例、そういったものを年度毎の予算の多寡にかかわらず基金から定額をおろして毎年毎年事業が実施できると。基金を設置することによって、年度毎の予算に左右されずに事業が円滑に実行できるということで、助かるというか、継続性ができるということがあります。

よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、青梅市吉川英治記念館事業基金条例の制定について、は承認されました。

【教育長（岡田）】 次に、先ほど協議事項1、協議事項2および協議事項6が承認されたことに伴い、議案が3件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に、議案第18号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、議案第19号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、および議案第20号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認め、本日の日程に議案第18号、議案第19号および議案第20号を追加いたします。

【教育長（岡田）】 議案書を配付いたします。

〔議案書（２）配付〕

日程第５ 議案審議

議案第１８号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について（追加議案）

【教育長（岡田）】 それでは議案審議を行います。

ただいま議題となりました議案第１８号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 それでは、先ほど説明させていただきました青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則についてです。

こちらにつきましては、先ほど説明した内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、議案第１８号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第１９号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（追加議案）

【教育長（岡田）】 次に、議案第１９号を議題とします。青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（手塚）】 こちら、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正についてでございます。

内容については、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（岡田）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第19号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第20号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(追加議案)

【教育長(岡田)】 次に、議案第20号を議題とします。青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、を説明いたします。

【学校給食センター所長(渡部)】 それでは、議案第20号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

内容については先ほど協議事項で説明したとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、議案第20号 青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について(指導室)

【教育長(岡田)】 次に、教育長報告事項3、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市立小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで関係する職員以外の方の退席を求めます。

【非公開】

【公開】

【教育長（岡田）】 ここから会議を公開いたします。

【教育長（岡田）】 暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

【教育長（岡田）】 再開いたします。

【教育長（岡田）】 以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。

そのほか何かありますか。

【委員（稲葉）】 社会教育課が3月14日に開催するスクラッチの件です。定員が親子30人ということですが、私、親子じゃなくて、にぎやかしてこの間、試しに参加させていただきました。オンラインが苦手なスクラッチもちょっとなという先生方にも、定員を決めてぜひぜひ参加していただいて、子どもたちがどうやってスクラッチを習得していくかを見ていただきたいなと思います。教育委員の私たちも時間があれば参加できたらいいなと思うので、教員枠というのをつくっていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 本日、校長会がございまして、このスクラッチのリモート、Zoomによるオンライン講演会について、多くのお子さんが参加していただけるようにとご紹介をさせていただきました。ただ、限定20組ということで聞いておりますので、それ以上できるかどうかは、もう一回調整をさせていただきます。

【委員（稲葉）】 先生方なので、参加するのではなくて見るだけというところで、私たちも以前参加させていただきました。グループ分けしてやるので、見るだけでも子どもたちの様子がよくわかるので、いいと思うんです。

【教育長（岡田）】 Zoomで、上限何名ぐらいまで参加できるの。

【社会教育課長（和田）】 上限についてははっきりまだ把握できていません。もう一つのオンラインによる講演会は100名までと聞いておりますので、もしかすると同じような状況でできるのかもしれませんが。

【教育長（岡田）】 第三中学校の高橋校長先生からは、ZoomじゃなくてGoogle Meetでやってほしいというのがありました。

【社会教育課長（和田）】 それはこれから確認をさせていただきます。

【教育長（岡田）】 両方でやるということはできますか。

【委員（稲葉）】 機材があれば大丈夫だと思いますけど。

【委員（大野）】 先生たちが見ることができるんだったら、あらためて学校にもう一回お知らせしてもいいですね。

【教育長（岡田）】 映像に残して後で配信するとかね。やっぱり聞くよりも見るよりも、実際

に見て触るのが一番体験になると思うので、ぜひ検討をお願いいたします。

ほかにございますか。

【社会教育課長（和田）】 先ほど休憩中に委員の皆様にお配りさせていただきました、今回の成人式用の式次第でございます。毎年表紙は日本画家の杉本洋先生にお願いしまして、作成していただきました。これを新成人の方に、タイムカプセルと一緒に郵送させていただいているような状況でございます。

もう一点、最初にお配りさせていただきました「小惑星探査機『はやぶさ2の挑戦』」でございいますが、こちらはリモートで講演をするということです。実際は、ゆとろぎで開催し参加者は350人で、募集をかけて開催する予定なのですが、これについて本日、共催の青梅佐藤財団から延期の依頼がございましたので、2月23日ではなくてまた別の日で後日開催する予定です。その日程もわかりましたらまたお知らせしたいと思います。

【教育長（岡田）】 たぶん、会場もそうだけど、講師の吉川先生の日程をおさえるのが大変かもしれませんね。

【委員（稲葉）】 もう一つ、1月23日の家庭教育講演会の「親から伝えたい生命のこと・性のこと」なんですけど、川崎市とか、オンラインのこういう講座が行政から発信されているときに、その市に在住していなくても興味のある方は参加していいですよという市が増えていきます。これは100名なので、青梅市で定員が埋まらなかったら、ほかの市から、例えば命のこと、子どもたちの支援を考えているような専門職の方々が入れるような感じがあればいいなと思うんです。その辺、社会教育課はどう考えているか。青梅市じゃないとだめでしょうか。私も川崎のところへ参加したりいろいろしているんですけど。

【社会教育課長（和田）】 今の応募状況は26名と、昨日の時点での状況を聞いております。募集は100名ですので、まだまだ募集人数に足りておりません。他市の方についても調整をとりまして、できる方向で検討してまいりたいと思います。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 先ほど稲葉委員から質問のありました長期欠席児童の転出の件ですが、確認をしましたところ、このお子さんは都立の病院等にも入院をされながら、学校も入院先という形で転校するケースというところで確認ができましたので、ご報告いたします。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。フォローはちゃんとできているということですね。

【教育長（岡田）】 ほかによろしいでしょうか。

【教育長（岡田）】 それでは今後の日程につきまして、教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（布田）】 それでは、今後の日程につきまして、資料にもとづきましてご説明いたします。

1月20日（水）令和3年度指導室事業説明ということで、オンラインによりまして午後3時から行われる予定でございます。教育研究発表会が中止となった代替事業ということでござ

います。

また、2月4日（木）第11回教育委員会定例会が午後1時30分から、教育委員会会議室にて開催される予定となっております。

説明は以上です。

【教育長（岡田）】 次回は校長人事、退職人事かな。

【教育総務課長（布田）】 そういう形になります。

【委員（大野）】 総合教育会議はその後、10日ですね。

【教育長（岡田）】 2月10日です。4日の教育委員会定例会のときに、2月5日以降の日程はまた報告していただくという形です。次回の教育委員会定例会までの間のものということで、今日は報告させていただきました。一応、2月10日に総合教育会議は予定されております。

【指導室長（手塚）】 1月20日のことについて少し説明させていただきたいと思います。

1月20日は、本来ですと教育研究発表会で、今年は小学校と中学校が合併して、体育館の中でいろいろなブースをつくって、それを見にいくという形を考えていたところですが、こういう状況なので中止をさせていただきました。その時間帯は、教員の研修時間という形です。なお来年度につきましては新学習指導要領の完全実施の年であるということ、またGIGAスクール構想の実現をする年であること、また本市としてコミュニティスクールを推進していくという形になっております。そういうことを常に我々は、校長会を通して伝えていくしか方法はないんですけれども、こういう機会なのでオンラインで指導室の方から直接先生方に投げかける機会にしていこうではないかという形で、1月20日に実施をしようと思っています。約45分程度を今考えておまして、後ほど指導主事の方からどのような形で見っていくのかというのは連絡させていただきますので、こちらの方をご覧いただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【教育長（岡田）】 これはどこをどうやって見ればいいんですかね、我々が自席で見るには。

【指導室長（手塚）】 Youtubeで。これは動画を撮ります。

【教育長（岡田）】 これから別途連絡がくるわけですね。

【指導室長（手塚）】 少しお待ちください。

【教育長（岡田）】 それは事務局の方から教育委員さんに連絡するというので、URLを知っていれば、自宅でもどこからでも個人で見られるということですね。

【指導室長（手塚）】 はい。

【教育長（岡田）】 ではそういうことで、ぜひよろしく願いしたいと思います。

ほかにはよろしいですか。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後 3 時 4 0 分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第 2 6 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員